

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における
ネーミングライツに関する基本方針

平成31年 4月 1日
学長裁定

1. 趣旨

この基本方針は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）が所有する施設又はその他の財産（以下「施設等」という。）に係わるネーミングライツ（命名権）を付与することに関し、その基本的な事項を定める。

2. 目的

ネーミングライツ事業は、本学との協定により施設等の名称に法人名、商標名、ロゴ、シンボルマーク、愛称等（以下「別称等」という。）を付与させる代わりに、ネーミングライツを取得した法人等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）からネーミングライツ料を得て、将来にわたる新たな財源を確保し、自己収入の拡大促進を図ることにより、本学の教育研究環境を向上させることを目的とする。

3. 対象となる施設等

対象となる施設等は、当該施設等を管理する部局と協議の上、決定するものとする。

4. 別称等の付与の範囲

本学の規約で定める施設等の名称の改正は行わないものとし、混乱を避けるため、協定期間中の別称等の変更は原則認めないものとする。

5. 応募資格

応募資格を有するものは、法人又は法人格のない団体、個人とする。

6. 募集方法等

ネーミングライツ・パートナーの募集は、公募によるものとし、募集にかかる必要な事項は募集要項によるものとする。

7. 協定の締結

ネーミングライツ・パートナー決定後、本学とネーミングライツ・パートナーとの間でネーミングライツに関する協定を締結するものとする。

8. 協定期間

協定期間は、個々の協定ごとにこれを定める。

9. ネーミングライツ料

ネーミングライツ料は、類似する他の施設等の事例、利用状況、メディア等への露出状況及びその他の事情を総合的に勘案し、対象施設ごとに決定するものとする。

10. 別称等の表示に係る費用の負担

別称等の表示に係る看板等の設置費用及び原状回復費用は、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツ・パートナーが負担するものとする。

11. 本学の責務

本学は、ネーミングライツ・パートナーが付与した別称等に関し、学内外における呼称として本学のホームページや広報誌等で幅広く使用するなど、普及に努めるものとする。

12. ネーミングライツ・パートナーの責務

ネーミングライツ・パートナーは、設置した看板等により第三者に被害が生じた場合や、別称等が第三者の商標権を侵害した場合等、付与した別称等に関する一切の責任を負うものとする。

13. 協定の解除

本学は、ネーミングライツ・パートナーが応募資格の要件を欠くことになった場合、又は社会的信用を損なう行動等により本学のイメージが損なわれる恐れがあると認められる場合は、協定を解除することができるものとする。この場合、協定解除に伴う原状回復に必要な費用はネーミングライツ・パートナーの負担とし、支払い済みのネーミングライツ料は返還しない。